

第七五回

参第五号

地方財政緊急措置法（案）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 第二交付税（第三条 - 第八条）

第三章 国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する措置（第九条 - 第十六条）

第四章 地方債に関する特別措置（第十七条 - 第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、経済の不況及び地方公共団体の行う事務の増大により地方公共団体の財政が窮迫している現状にかんがみ、国と地方公共団体との間の適正な事務の再配分及びそれに伴う財源の再配分に基づく国の財政と地方公共団体の財政との適正な関係が確立されるまでの間、臨時に、地方公共団体の財源の充実、国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化等を図るための緊急措置を定め、もつて地方公共団体の財政の健全な運営に資することを目的とする。

（国の責務）

第二条 国は、地方自治の本旨に基づいて、速やかに、国と地方公共団体との間の事務の配分、財源の配分その他の基本的関係について全般的な検討を加え、必要な施策を講ずるものとする。

第二章 第二交付税

（第二交付税）

第三条 昭和五十年から昭和五十二年までの各年度に限り、地方公共団体に第二交付税を交付する。

（第二交付税の総額）

第四条 所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の八をもつて第二交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき第二交付税の総額は、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の八に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における第二交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

（第二交付税の種類）

第五条 第二交付税の種類は、第一種交付税及び第二種交付税とする。

（第一種交付税）

第六条 第一種交付税は、都道府県並びに市町村及び特別区に対して交付する。

- 2 各都道府県又は市町村若しくは特別区に対し毎年度分として交付すべき第一種交付税の額は、次の表の上欄に掲げる測定単位ごとの下欄に掲げる単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を当該地方公共団体について合算した額とする。

| 測定単位 | 単 位 費 用      |         |
|------|--------------|---------|
| 人口   | 一人につき        | 一、一九四円  |
| 面積   | 一平方キロメートルにつき | 三三一、二二四 |

- 3 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令の定めるところにより算定する。

| 測定単位の種類 | 測定単位の数値の算定の基礎                    | 表示単位     |
|---------|----------------------------------|----------|
| 一 人口    | 官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口 | 人        |
| 二 面積    | 建設省国土地理院において公表した最近の当該地方公共団体の面積   | 平方キロメートル |

- 4 第一種交付税は、毎年度、十月に交付する。

(第二種交付税)

第七条 毎年度分として交付すべき第二種交付税の総額は、当該年度分として交付すべき第二種交付税の総額から当該年度分として各都道府県並びに市町村及び特別区に交付すべき第一種交付税の総額を控除した額とする。

- 2 第二種交付税は、毎年度、次項の規定により算定した基準財政需要額が同項の規定により算定した基準財政収入額を超える都道府県及び市町村に対して交付する。この場合において、特別区の存する区域については市町村とみなし、その交付することとなった額を都に対して交付する。
- 3 前項の基準財政需要額及び基準財政収入額は、道府県及び市町村にあつては地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十一条及び第十四条の規定により、都にあつては道府県の基準財政需要額及び基準財政収入額の算定の例により、特別区の存する区域にあつては市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額の算定の例により、算定するものとする。
- 4 各都道府県又は市町村に交付すべき第二種交付税の額は、次の表の上欄に掲げる経費の種類及び中欄に掲げる測定単位ごとの下欄に掲げる単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を当該都道府県又は市町村について合算した額（以下この項において「算定額」という。）とする。ただし、算定額の合算額が第二種交付税の総額を超える場合においては、第二種交付税の総額を算定額であん分した額とする。

| 経費の種類 | 測 定 単 位     | 単 位 費 用    |
|-------|-------------|------------|
| 民 生 費 | 決算における民生費の額 | 千円につき 二六四円 |

|         |                 |           |
|---------|-----------------|-----------|
| 普通単独事業費 | 決算における普通単独事業費の額 | 千円につき 一七三 |
|---------|-----------------|-----------|

- 5 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令の定めるところにより算定する。この場合において、特別区の存する区域に係る測定単位の数値の算定については、同表中「当該地方公共団体」とあるのは「各特別区」と、「経費」とあるのは「経費の合算額」とする。

| 測定単位の種類           | 測定単位の数値の算定の基礎   | 表示単位 |
|-------------------|---|------|
| 一 決算における民生費の額     | 当該地方公共団体の決算（当該年度の前前年度のものをいう。次号において同じ。）における社会福祉及び社会保障に関する事業で自治省令で定めるものに係る経費      | 千円   |
| 二 決算における普通単独事業費の額 | 当該地方公共団体の決算における国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けないで施行した公共施設及び公用施設の建設の事業で自治省令で定めるものに係る経費 | 千円   |

- 6 第二種交付税は、毎年度、一月に交付する。

（地方交付税法の準用等）

第八条 地方交付税法第四条、第五条（第五項を除く。）第八条、第九条、第十条第三項から第五項まで、第十七条、第十七条の三から第二十条まで、第二十条の三第二項、第二十一条第二項及び第二十二条の規定は、第二交付税について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 この法律に定めるもののほか、第二交付税の交付に関し必要な事項は、自治省令で定める。

### 第三章 国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する措置

（定義）

第九条 この章において「超過負担」とは、国の地方公共団体に対する支出金を受けて地方公共団体又はその機関が実施する事務又は事業について、当該地方公共団体が負担すべきものとされる割合を超えてその経費を負担し、又は当該地方公共団体が法令の規定により負担する義務を負わないものとされる経費の全部又は一部を負担することをいう。

（地方超過負担調査会）

第十条 総理府に、地方超過負担調査会（以下この章において「調査会」という。）を置く。

- 2 調査会は、次の各号に掲げる事項に関し、調査審議して、内閣総理大臣に対して意見を申し出るものとする。

- 一 昭和四十九年度以前に行つた事務又は事業に係る各地方公共団体の超過負担の実状
- 二 超過負担を生じさせないための措置その他国の財政と地方公共団体の財政との負

#### 担関係の健全化に関する措置

第十一条 内閣総理大臣は、前条第二項の意見の申出があつたときは、これを尊重しなければならない。

第十二条 調査会は、必要があるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第十三条 調査会は、委員十五人をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する。

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| 一 全国の都道府県知事の連合組織を代表する者    | 一人 |
| 二 全国の都道府県議会の議長の連合組織を代表する者 | 一人 |
| 三 全国の市長の連合組織を代表する者        | 一人 |
| 四 全国の市議会の議長の連合組織を代表する者    | 一人 |
| 五 全国の町村長の連合組織を代表する者       | 一人 |
| 六 全国の町村議会の議長の連合組織を代表する者   | 一人 |
| 七 関係行政機関の職員               | 六人 |
| 八 学識経験のある者                | 三人 |

第十四条 調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を掌理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を代理する。  
(交付金の交付)

第十五条 国は、超過負担をした地方公共団体に対し、超過負担によつて地方公共団体の負担となつた額に相当する額の交付金を交付する。

2 前項の規定により各地方公共団体に対して交付する交付金の額は、超過負担によつて当該地方公共団体の負担となつた額として調査会が算定した額に基づいて内閣総理大臣が定める。

(政令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、調査会の組織及び運営並びに前条の交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第四章 地方債に関する特別措置

(地方債審議会)

第十七条 自治省に、地方債審議会(以下この章において「審議会」という。)を置く。

第十八条 審議会は、自治大臣の諮問に応じ、地方債の発行の許可に関する事項を調査審議するものとする。

第十九条 自治大臣は、審議会から答申があつたときは、これを尊重しなければならない。

第二十条 審議会は、委員九人をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき自治大臣が任命する。

- |                        |    |
|------------------------|----|
| 一 全国の都道府県知事の連合組織を代表する者 | 一人 |
|------------------------|----|

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 二 全国の都道府県議会の議長の連合組織を代表する者 | 一人 |
| 三 全国の市長の連合組織を代表する者        | 一人 |
| 四 全国の市議会の議長の連合組織を代表する者    | 一人 |
| 五 全国の町村長の連合組織を代表する者       | 一人 |
| 六 全国の町村議会の議長の連合組織を代表する者   | 一人 |
| 七 関係行政機関の職員               | 三人 |

第二十一条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を掌理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を代理する。

第二十二条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県地方債審議会)

第二十三条 都道府県に、都道府県地方債審議会を置く。

2 都道府県地方債審議会は、都道府県知事の諮問に応じ、都道府県知事の許可に係る地方債の発行の許可について調査審議するものとする。

3 都道府県知事は、都道府県地方債審議会から答申があつたときは、これを尊重しなければならない。

4 都道府県地方債審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(地方債に係る政府資金)

第二十四条 国は、一会計年度において地方公共団体が起こす地方債の額の八割に相当する額を、資金運用部資金(資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第六条の資金運用部資金をいう。)及び簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「第三項」を「第五項」に、「第四項」を「第六項」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を附則第十一項とし、附則第八項を附則第十項とする。

附則第六項及び附則第七項中「第三項」を「第五項」に改め、これらの項をそれぞれ附則第八項及び附則第九項とする。

附則第五項を附則第七項とし、附則第四項を附則第六項とし、附則第三項を附則第五項とし、同項の前に次の二項を加える。

3 昭和五十年から昭和五十二年までの各年度に限り、第三条中「地方譲与税譲

与金」とあるのは「第二交付税交付金（地方財政緊急措置法（昭和五十年法律第 号）第二章による第二交付税の交付金をいう。）地方譲与税譲与金」と、第四条中「控除した額に相当する金額」とあるのは「控除した額に相当する金額と当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれの百分の八に相当する金額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における地方財政緊急措置法第二章による第二交付税に相当する金額で、まだこの会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該合算額から当該前年度以前の年度において当該第二交付税に相当する金額を超えてこの会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額との合算額」と読み替えるものとする。

- 4 昭和五十三年度に限り、昭和五十二年以前年度の地方財政緊急措置法第二章による第二交付税でまだ交付していない額がある場合においては、第三条中「地方譲与税譲与金」とあるのは「第二交付税交付金（地方財政緊急措置法附則第六条による第二交付税の交付金をいう。）地方譲与税譲与金」と読み替え、昭和五十二年以前年度の地方財政緊急措置法第二章による第二交付税に相当する金額でまだこの会計に繰り入れていない額がある場合においては、第四条中「控除した額に相当する金額」とあるのは「控除した額に相当する金額と昭和五十二年以前年度の地方財政緊急措置法第二章による第二交付税に相当する金額で、まだこの会計に繰り入れていない額に相当する金額との合算額」と読み替えるものとする。

（総理府設置法の一部改正）

第三条 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第十六号の四の次に次の一号を加える。

十六の五 地方財政緊急措置法（昭和五十年法律第 号）（第三章の規定に限る。）の施行に関する事。（同法第十五条の交付金の交付に関する事を除く。）

第十五条第一項の表中国民生活安定審議会の項の次に次のように加える。

|           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| 地方超過負担調査会 | 地方財政緊急措置法の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。 |
|-----------|-------------------------------------|

（自治省設置法の一部改正）

第四条 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十二号から第二十四号までの規定中「地方交付税」の下に「及び第二交付税」を加え、同項第二十八号の二の次に次の一号を加える。

二十八の三 地方財政緊急措置法（昭和五十年法律第 号）第十五条の交付金を交付すること。

第十二条第二号から第四号までの規定中「地方交付税」の下に「及び第二交付税」を加え、同条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 地方財政緊急措置法第十五条の交付金の交付に関する事。

第十七条第一号から第四号までの規定中「地方交付税」の下に「又は第二交付税」を加える。

第二十三条の三の次に次の一条を加える。

(地方債審議会)

第二十三条の四 自治省に、地方債審議会を置く。

2 地方債審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、地方財政緊急措置法の定めるところによる。

附則に次の一項を加える。

7 自治大臣は、地方財政緊急措置法第十八条の規定に基づき地方債審議会が調査審議する事項については、同審議会が置かれている間は、地方財政審議会の議に付さないものとする。

(この法律の失効)

第五条 この法律は、次条及び附則第七条を除き、昭和五十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

(失効後における措置)

第六条 昭和五十三年四月一日において昭和五十二年度以前の年度における第二交付税でまだ交付していない額がある場合は、その額を昭和五十二年度分の第二交付税の交付を受けた地方公共団体に対して交付する。

2 前項の規定により各地方公共団体に対して交付する第二交付税の額は、昭和五十二年度分として各地方公共団体に交付した第二交付税の額で前項の額をあん分した額とする。

3 第一項の第二交付税は、昭和五十四年一月に交付する。

第七条 昭和五十三年四月一日において昭和五十二年度以前の年度分として交付した第二交付税の額が昭和五十二年度以前の年度において交付すべきであつた第二交付税の額を超えている場合においては、当該超えている額は、昭和五十二年度の第二交付税とみなす。

## 理 由

経済の不況及び地方公共団体の行う事務の増大により地方公共団体の財政が窮迫している現状にかんがみ、国と地方公共団体との間の適正な事務の再配分及びそれに伴う財源の再配分に基づく国の財政と地方公共団体の財政との適正な関係が確立されるまでの間における臨時の措置として、緊急に、第二交付税の創設、地方超過負担調査会の設置、超過負担をした地方公共団体に対する交付金の交付、地方債審議会の設置等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、一兆一千億円の見込みである。